

第 4 章 ごみ処理行政の動向

国では平成 12 年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）や容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）等に代表される関係法令を整備し、循環型社会の転換を図るため、各取組みを進めております。

循環型社会の形成推進のための法体系



循環型社会の形成

循環型社会の形成：①廃棄物等の発生抑制、
②循環資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の促進
③適正な処分の確保により、
天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会



有価・無価を問わず、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

基本原則等

- ◇循環型社会の形成に関する行動が、自主的・積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を推進
- ◇①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(マテリアル・リサイクル)、④熱回収(サーマル・リサイクル)、⑤適正処分の優先順位により、対策を推進
- ◇自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策等と有機的な連携

責 務

国

- 基本的・総合的な施策の策定・実施

地方公共団体

- 循環資源の循環的な利用及び処分のための措置の実施
- 自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施

事業者

- 循環資源を自らの責任で適正に処分(排出者責任)
- 製品、容器等の設計の工夫、引取り循環的な利用等(拡大生産者責任)

国民

- 製品の長期的使用
- 再生品の使用
- 分別回収の協力

循環型社会形成推進基本計画

- ◇循環型社会の形成に関する基本方針、総合的・計画的に講ずべき施策等を定める

- ・原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定
- ・計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取
- ・政府一丸となって取り組むため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定
- ・計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告
- ・計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記
- ・国の他の計画は、この基本計画を基本とする

循環型社会の形成に関する基本的施策

- 発生の抑制のための措置
- 適正な循環的な利用・処分のための措置
- 再生品の使用の促進
- 製品、容器等に関する事前評価の促進等
- 環境の保全上の支障の防止
- 環境の保全上の支障の除去等の措置
- 発生の抑制等に係る経済的措置
- 地方公共団体の施策
- 公共的施設の整備
- 地方公共団体の施策の適切な策定等の確保
- 教育及び学習の振興等
- 民間団体等の自発的な活動の促進
- 調査の実施
- 科学技術の振興
- 国際的強調のための措置

循環型社会形成推進基本の仕組み

北海道循環型社会形成推進基本計画

北海道では、ごみの減量化やリサイクルを総合的、計画的に進めるため、平成17年3月に「北海道循環型社会推進基本計画」を策定し、循環型社会形成に向けた取組みを進めてきましたが、循環型社会の形成を加速させるために「北海道循環型社会の推進に関する条例」（平成20年10月北海道条例第90号）が制定されたところです。

この条例の第7条第1項で、「知事は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めなければならない。」と規定されたことから、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針や、北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策などの事項を定めた「北海道循環型社会形成推進基本計画」を平成22年4月に策定しました。

本計画は、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針であるとともに、「新・北海道総合計画」の特定分野の計画として、また、平成20年3月に策定した「北海道環境基本計画（第2次計画）」の循環型社会の構築・実現に係る個別計画として位置付けられるものです。

計画策定の視点

- ・ 自然と共生する
- ・ 健全な物質循環を確保する
- ・ 持続可能な生活を目指す
- ・ 環境に配慮した地域づくりを進める
- ・ 環境と経済の良好な関係をつくる

循環型社会の形成に関する基本的な施策は、「3R推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会のビジネスの振興」の4つの基本的事項に基づき展開することを基本方針とすることとします。

- ・ 3Rの推進
- ・ 廃棄物の適正処理の推進
- ・ バイオマスの利活用の推進
- ・ リサイクル関連産業を中心とした環境型ビジネスの振興

- なお、施策を推進する際には、次のことを前提に進める必要があります。
- 廃棄物等の処理に由来する環境負荷をできる限り低減するため、第1に発生抑制（リデュース）、第2に再使用（リユース）、第3に再生利用（マテリアルリサイクル）、第4に熱回収（サーマルリサイクル）最後に、適正処分という優先順位を踏まえる。
 - 循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び処分に当たっては、環境の保全に支障が生じないように適正に行う。
 - 循環型社会の形成を推進するため、道民、NPO・NGO等、事業者、行政の各主体が役割を分担し、それぞれが自主的に又は互いに連携、協働して取り組む必要があります。

第 5 章 ごみの処理基本計画

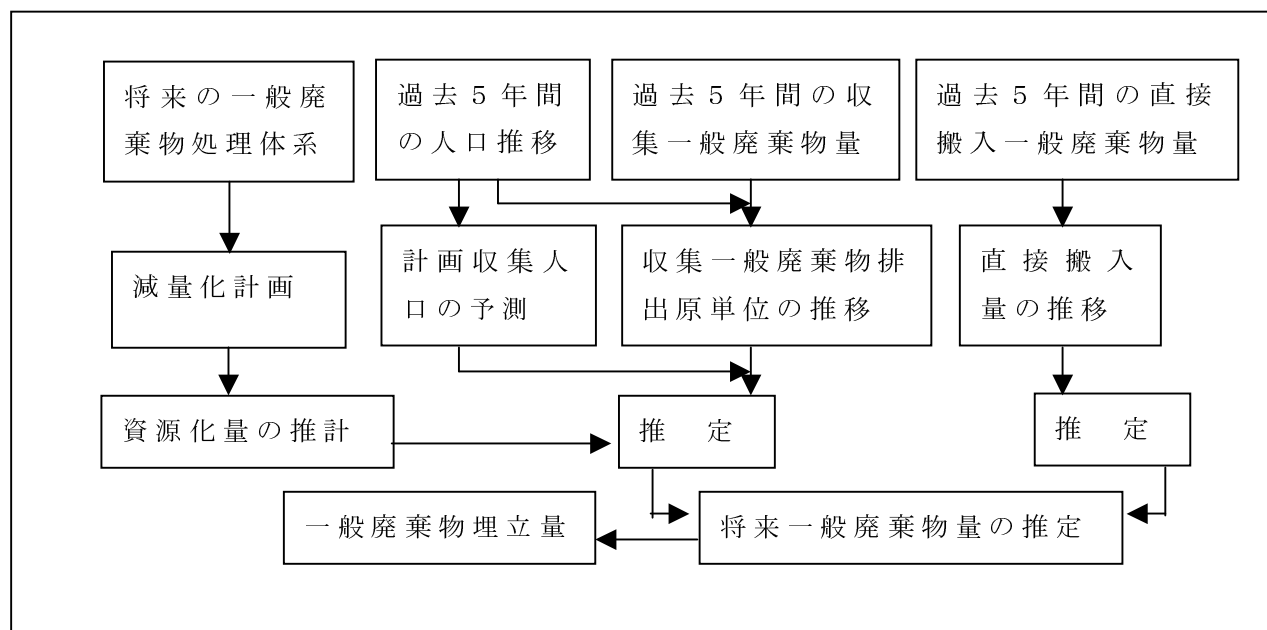
5 - 1 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 予測方法及び手順

将来の一般廃棄物発生量の予測手順図 5.1.1 に示します。

予測対象一般廃棄物は、主に家庭から排出される一般廃棄物と事業所等から排出される一般廃棄物とします。収集及び直接一般廃棄物の将来量を予測するには、将来の予測人口（計画収集人口）に収集一般廃棄物の排出原単位（1人1日当りの排出一般廃棄物量）を乗じて求める方法が現在最も多く用いられており、本計画においてもこの方法によって行います。直接搬入一般廃棄物は、正確には当該地域の産業構造等に依存しますが、これまでの実績をもとに予測を行うものとします。

図 5.1.1 一般廃棄物発生量の予想手順図



(2) 人口の将来予測

本町の将来人口は、過去の人口推計や高齢化率からみても、今後も減少傾向が続くものと予測されています。将来の人口の予測は、国立社会保障・人口問題研究所の資料（平成20年12月推計）をもとに下記のとおり設定します。

表 4.2.2 行政区域内人口の予測

年度 区分	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
人 口	5,570	5,464	5,358	5,252	5,147	5,041	4,936	4,831	4,726	4,621

国立社会保障・人口問題研究所資料

(3) ごみ排出量の将来推計

ごみの排出量の予測について、1人1日排出原単位の過去の実績を見ると、年度により増減は見られますが、現状のままの施策と社会経済に大きな変化がなければ、今後大きく増減することはないと考えられることから、平成23年度以降、21年度の数値が横ばいで推移するものとして、算出します。

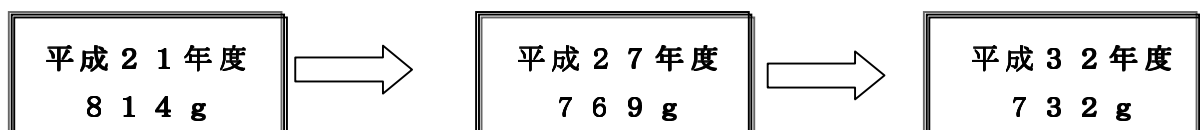
年 度	総排出量 (t)	人口予測 (人)	1人1日当たり総排出量 (g)
平成23年度	1,654.90	5,570	814
平成24年度	1,623.41	5,464	814
平成25年度	1,591.92	5,358	814
平成26年度	1,560.42	5,252	814
平成27年度	1,529.23	5,147	814
平成28年度	1,497.73	5,041	814
平成29年度	1,466.53	4,936	814
平成30年度	1,435.34	4,831	814
平成31年度	1,404.14	4,726	814
平成32年度	1,372.95	4,621	814

※総排出量 = (収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量)

(4) ごみ排出量の数値目標

1人1日当たりのごみの排出量の目標

ごみ発生量の将来目標については、平成21年度排出量をごみの排出抑制、再資源化を促進することにより、平成32年度までに平成21年度の814gを10%削減し、平成32年度に732gを目標とします。



ごみ排出量の目標

年度 区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人 口	5,570	5,464	5,358	5,252	5,147
ごみの発生量 (t)	1,624.41	1,577.54	1,533.25	1,489.49	1,444.69
1 人 1 日 当 たり 平均排出量 (g)	799	791	784	777	769

年度 区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人 口	5,041	4,936	4,831	4,726	4,621
ごみの発生 (t)	1,402.05	1,358.44	1,317.20	1,276.49	1,234.64
1 人 1 日 当 たり 平均排出量 (g)	762	754	747	740	732

ごみ排出量の目標

(単位 : t / 年)

項 目		平成 23 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
処理対象人口		5,570	5,147	4,621
収集 ごみ	燃やすごみ	394	351	300
	埋めるごみ	134	119	102
	粗大ごみ	9	8	7
	資源物	280	249	213
	生ごみ	210	187	159
	小 計	1,027	914	781
直接 搬入	燃やすごみ	190	169	145
	埋めるごみ	158	140	120
	粗大ごみ	0	0	0
	資源物	42	38	32
	生ごみ	30	27	23
	小 計	420	374	320
集団回収量		177	157	134
ごみの排出量合計		1,624	1,445	1,235
1 人 1 日 当 たり 総 排 出 量 (g)		799	769	732

(5) リサイクルの目標

本町におけるリサイクル率は近隣町村と比べても高い水準にありますので、リサイクル率 35% 以上の水準を維持することを目標とします。

5-2 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

循環型社会の形成に向け、廃棄物については①できる限りごみの排出を抑制し、環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱の回収、の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環的な利用ができないものは⑤適正な処分を行うこととされております。

- ① ごみの発生量そのものを抑え、減量化する（リデュース）
- ② まだ使えるものは、そのまま再使用する（リユース）
- ③ そのままの使用に堪えないものは、原料に戻したり分解、粉碎したりして、再生して利用する（マテリアルリサイクル）
- ④ 焼却処分をする場合には、発生する熱を回収して有効活用する（サーマルリサイクル）
- ⑤ 最終的に使いみちのないものだけを、適正に処分する

本町におけるごみ処理を進めるに際しては、特に①～③の対策に重点をおき適切な処理を進めていくこととします。

また、ごみの排出を抑制し、循環的な利用を促進するためには、住民、事業者、町が、それぞれの役割を明確にして取り組まなければなりません。以下にそれぞれの取り組む内容を示します。

（1）住民の取組み

住民は、商品の購入に当たっては容器包装廃棄物の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性の商品等を選択し、商品の使用に当たっては、故障時の修理を行い、なるべく長時間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制に取り組ましましょう。

- ① 買い物に、買い物かごや買い物袋（マイバック）を持参
- ② 包装は簡易なものを選び、過剰包装を断る
- ③ 詰め替え可能品や長期間使える製品の購入
- ④ トイレットペーパー等、各種再生品を使用
- ⑤ 使い捨て品の使用の自粛
- ⑥ 紙類、空き缶、空きびんなどの資源物の分別収集の徹底
- ⑦ 地域、学校等の活動としての資源回収
- ⑧ フリーマーケットの積極的な参加、利用
- ⑨ 自家用生ごみコンポストの活用

（2）事業者の取組み

事業者は、事業活動を行うに当たり、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理し、循環型社会の構築に向けた事業に参加、協力します。

- ① ごみになりやすい商品の提供自粛及び過剰包装の回避
- ② 事業系ごみの排出抑制努力
- ③ 資源ごみの分別回収
- ④ 食品廃棄物等の排出抑制
- ⑤ 産業廃棄物扱いゴミ処理の明確化

(3) 町の取組み

ごみの排出抑制のためには、住民・事業者に対して意識を高める啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取組みや事業者の生産活動が環境に配慮した行動につながるよう呼びかけていきます。

- ① 住民意識を十分把握し、広報、啓発パンフレット等の作成
- ② 学校、女性団体、自治会及び事業所等への協力要請
- ③ ごみ処理施設の見学
- ④ イベント、バザーなどの開催、参加
- ⑤ 集団回収団体への支援
- ⑥ ごみ分別収集の啓発（ごみ辞典等の配布）
- ⑦ 生ごみ堆肥化活用と町民への情報提供
- ⑧ リサイクルショップの推進
- ⑨ 分別区分や処理体系の変化に応じて料金体系の見直し
- ⑩ 環境物品等（グリーン購入）の使用促進

5-3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業所から排出されたごみを資源化するために、排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要であることから、下記により分別区分等を定め計画的な分別収集、再生を進めるものとします。

(1) 家庭系ごみ

分別収集区分		排出方法	収集方式
資源回収する容器包装	アルミ缶・スチール缶	透明・半透明の袋に入れる	ステーション
	びん類（無色・茶色・その他）	〃 〃	
	ペットボトル	〃 〃	
	プラスチック製容器包装	〃 〃	
	白色トレイ	〃 〃	
	紙製容器包装(飲料を充てんするもの)	ひもでしぼる	
資源回収する古紙類の資源物	ダンボール	ひもで十文字にしぼる	
	新聞・雑誌類	ひもで十文字にしぼる	
	紙製容器で上記以外のもの	透明・半透明の袋に入れる	
燃やすごみ	燃やすごみ用の袋に入れる		
埋めるごみ	埋めるごみ用の袋に入れる		
粗大ごみ	粗大ごみ処理券	戸別収集	
生ごみ	生ごみ用の袋に入れる	ステーション	
有害ごみ（蛍光灯・体温計・電池）	購入時の箱に入れる 透明・半透明の袋に入れる	拠点回収	

(2) 事業系ごみ

事業系一般廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とし、処理施設に事業者が直接搬入するものとします。

5-4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬はごみ処理においては重要な住民との接点であり、住民へのサービスと収集・運搬効率の双方に配慮し、分別収集の状況に合わせ見直していく必要があります。

収集・運搬に関する基本方針としては、各施設の状況や社会情勢の変化を踏まえ、町内から排出されるごみを生活環境に支障のないように、中間処理施設へ安全かつ効率的な収集・運搬に努めます。

(2) 収集形態・収集回数

家庭系のごみは、ステーション方式による収集、粗大ごみについては戸別方式による収集とし、回数については現状と同様とします。

① 一般廃棄物（家庭系ごみ）

収 集 運 搬 体 制	委託
収 集 方 式	ステーション方式 戸別方式（粗大ごみ）
収 集 回 数	燃やすごみ（週 1 回） 埋めるごみ（月 2 回） 生ごみ（市街地週 2 回・農村部週 1 回） 粗大ごみ（年 6 回） 資源物（市街地月 2 回・農村部月 1 回） その他プラスチック（週 1 回） 有害ごみ（回収ボックスによる拠点回収）

市街地 : 津別、活汲、本岐、相生

農村部 : 津別、活汲、本岐、相生市街地を除く地域

② 一般廃棄物（事業系ごみ）

事業系一般廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とし、処理施設に事業者が直接搬入するものとします。

③ 町が処理できないごみ

ごみの適正かつ効果的な処理のため、適正処理困難物として指定しているものを排出禁止物とします。

ア 有毒性のある物

農薬、劇薬とその容器、バッテリー、その他有害性のあるもの

イ 感染性のある物

注射器、血液、血液製剤等、その他感染の恐れがあるもの

ウ 危険性・引火性のある物

火薬類、ガスボンベ、ドラム缶、塗料、消火器、灯油タンク、その

- 他引火性のあるもの
- エ その他処理が困難な物
 - 家電４品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）、タイヤ、大型楽器（ピアノ・エレクトーン）、スクーター、オートバイ、ボイラー

（３）収集・運搬体制

自治会が管理するステーション方式を維持し、環境面や衛生面に配慮しながら、業務の効率化を図ります。

（４）中間処理

中間処理施設は、収集・運搬されたごみを減容化・資源化・安定化し、最終処分場の負荷を軽減するために行われるものであり、ごみ処理の中では最も重要な施設であります。

このうち、津別町クリーンセンターのごみ焼却施設は稼動開始後１７年を経過し、老朽化が進み焼却施設の維持管理に多額の経費を要することから、平成２２年３月末をもって休止とし、平成２２年４月より大空町に燃えるごみの焼却処理を委託することとしました。

今後は、広域処理（焼却施設）を前提とした施設整備を進めていくこととします。

区 分		処 理 施 設	運 転 管 理 体 制
資 源 物	アルミ缶・スチール缶	津別町リサイクルセンター	委 託
	ガラスびん		
	紙製容器包装		
	上記以外の紙製容器包装		
	ダンボール		
	新聞紙・雑誌		
	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装		
	白色トレイ、発砲スチロール		
	生ごみ	津別町堆肥製造施設	委 託
燃やすごみ	大空町一般廃棄物焼却施設	委 託	
有害ごみ（蛍光灯、電池、体温計）	津別町リサイクルセンター	委 託	

（５）最終処分計画

最終処分場は、ごみの減量化や資源化を実施した後に、残ったごみを適正処分するものであります。

本町における最終処分場の使用計画は平成２６年度となっておりますが、ごみの排出抑制や資源化を進めた結果、平成３１年度まで最終処分場の延命が可能となっております。

しかし、一般的に、新たな処分場の建設は困難になってきているため、次期最終処分場については、広域処理を含め計画的に整備を進めていくこととします。

5-5 その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

町における一般廃棄物の減量対策を実行あるものとするため、廃棄物減量等審議会は行政と住民をつなぐ重要な役割を果たしております。

町では住民の意見、要望を反映させ、ごみの減量化を円滑に進めていくために廃棄物減量等推進審議会と連携し、ごみ減量化対策を推進します。

(2) 災害対策

震災や水害などの災害が発生した場合、災害廃棄物が多量に発生することが予想され、被害の大きさによっては現状の処理体制の維持が一時的に困難となることが予想されます。

災害時に一般廃棄物処理に支障をきたさないよう、津別町地域防災計画（平成12年2月策定）に基づき、災害廃棄物の収集運搬、処理を適切に実施できるよう、近隣町村や北海道との連携体制の構築ができるよう努めます。

(3) 不法投棄の防止

不法投棄を防止しするため、職員によるパトロールの強化、監視の体制を整備し、北海道、警察、関係機関と連携を強め、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。